

初期投資ゼロ省エネ支援事業契約書

委託者〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下「乙」という。）は、初期投資ゼロ省エネ支援事業について、東京都が実施する初期投資ゼロ省エネ支援モデル事業の趣旨に則り、次の条項により、委託契約を締結する。

（総則）

第1条 〇〇（株）（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この業務委託契約に際し、この契約書に定めるもののほか、「初期投資ゼロ省エネ支援計画書」（以下、「計画書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 乙は、計画書に記載する事業所について、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、光熱水費削減のための提言及び指導を行うものとし、甲は、光熱水費の削減額に応じた委託料を支払うものとする。

（契約の目的）

第2条 この契約は、乙が甲に提供する現状設備の機能の効率向上、設備の運転管理の見直しといった設備投資を要しない運用改善提案を通じ、各種料金制度における負担軽減を図ることにより、エネルギー使用量及び光熱水費（電気料金、ガス料金、水道料金、再生水料金、下水道料金、地域熱供給料金等）を低減させるとともに、二酸化炭素排出量を削減し地球温暖化防止に資することを目的とする。

（契約の要領）

第3条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 委託事業

〇〇〇〇〇〇〇〇初期投資ゼロ省エネ支援事業

(2) 履行場所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 委託料

第18条に定める基準によって算定された額とする。

ただし、支払の限度額を金 ■■■■■円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※計画書に定める削減見込額を想定

(4) 事業委託期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

- (5) 契約保証金
免除
- (6) 委託事業内容
別添計画書のとおり

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任または一括再委託の禁止)

第6条 乙は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第7条 乙は甲が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。

2 乙は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、甲が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

3 前2項の規定は、第3条第4号に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第8条 甲乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(業務責任者)

第9条 乙は、業務の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による通知、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第10条 甲は、業務責任者又は乙の使用人若しくは、甲の承諾を得た後乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、甲の本事業の目的に反する行為について、甲に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(運用改善の説明・指導)

第11条 乙は、計画書を提示後、甲の承認を受け、契約年度以降の光熱水費が、契約直近年度の光熱水費を上回らない等省エネルギー効果が十分達成されるように、事業所の管理者等に運用改善に関する説明及び指導を第3条で定める履行場所において月1回以上行なうものとする。

2 甲は、乙の行う運用改善指導等について、計画書及び法令等に反しない限りにおいて誠意をもって従うものとする。

(省エネルギー器具等の設置)

第12条 乙は、省エネルギーを図るために器具等設置が必要な場合は、甲の了解に基づき設置するものとする。

2 設置する器具等の費用は、工事費を含め乙の負担とする。

- 3 契約満了前に設置した器具等が故障等を生じた場合は、乙の責任で対応すること。
なお、故障が復旧しない場合は、乙の責任において事業所を契約前の状態に復帰すること。ただし、故障の原因が甲の責めに帰する場合には、この限りでない。

(省エネルギー効果の測定)

第13条 甲は、乙が契約後提案する「省エネルギー対策マニュアル」(以下、「マニュアル」という)に基づいて運用改善対策を行なうものとする。

- 2 乙は、省エネルギー効果を測定するため、計画書に基づきエネルギー使用量の確認、記録及び必要に応じた運用改善指導を行い、契約日が含まれる月から12か月後の購買伝票等のエネルギー使用量と使用金額を比較し省エネルギー効果を確認するものとする。

(履行報告)

第14条 乙は、計画書に基づき設備の運転状況や省エネルギーの達成状況について、甲に毎月報告しなければならない。

(エネルギーデータ等の提示)

第15条 甲は、乙にこの契約に係るエネルギー使用量・使用金額及び建築設備図書等及び地球温暖化対策報告書等、乙がこの契約を遂行するために必要な資料を提示するものとする。

- 2 甲は、乙の要請に基づき運用改善指導に必要な建物設備等の使用状況調査に協力するものとする。

(ベースラインの算出)

第16条 この契約において、削減対象とする1年間の光熱水費の基準額(ベースライン)は、平成□年□月□日から平成■年■月■日までの3年度間に甲が支払った履行場所に係るエネルギー種別ごとの光熱水費の1か年分の平均値(以下、「平均光熱水費」という)を合計して算出して得た額とし、金■■■■円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とする。

※ベースラインの算出については、甲、乙協議の上、次のとおり算定してもよいものとする。

- (1)ベースラインの計算根拠となる3年間のうち、エネルギーの使用量が顕著な増減が見られる年がある場合には、その年を除外し、2年度間のエネルギー種別ごとの光熱水費を平均して得た額の合計をベースラインとする。
- (2)契約の直近年度に、エネルギーの増減を伴う事業所の設備改善を行った場合には、契約直近の1年間の光熱水費をベースラインとする。

(光熱水費削減額の算出方法)

第17条 この契約において、光熱水費削減額はベースラインから光熱水費算定額を減じたものとする。

算出方法については、以下のとおりとする。

- (1) エネルギー種別ごとに、ベースライン算出に用いた3か年の購買伝票等のエネルギー使用量から、1か年分の平均値(以下、「平均使用量」という)を算出する。
 - (2) エネルギー種別ごとに平均光熱水費から平均使用量を除し、エネルギー種別ごとの単価(以下、「フラットレート」という)を算出する。
 - (3) エネルギー種別ごとに、契約日が含まれる月から12か月後の購買伝票等のエネルギー使用量の合計値(以下、「算定使用量」という。)を算出する。
 - (4) エネルギー種別ごとに算定使用量にフラットレートを乗じた値の合計(以下「光熱水費算定額」という。)を算出する。
 - (5) ベースラインから光熱水費算定額を減じ、光熱水費削減額とする。
- 2 契約後、事業所設備利用時間の変更、事業所設備の改造、事業所の用途変更、光熱水費料金の改定及びその他特殊事情等により変動があった場合は、ベースライン等の補正を次のとおり行うものとする。なお、甲乙は、相手方の承諾なしにベースライン等の補正はできない。

(1) 利用時間の変更・事業所設備の改造等の場合

利用時間、事業所設備の改造及び事業所の用途変更等のエネルギー量の増減割合を算定し、契約時のベースラインに乗じた値を補正後のベースラインとし、光熱水費削減額を算定する。

(2) 光熱水費料金の改定の場合

料金改定の対象となったエネルギー種別の料金単価とフラットレートとの改定割合を算出し、その値に平均使用量を乗じたものと料金改定対象外のエネルギー種のフラットレートと算定使用量を乗じたものとを合計したものを改定後のベースラインとし、光熱水費削減額を算定する。

(3) その他の場合

甲または乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、相手方に対し、ベースライン等の補正を協議するものとする。

(委託料の支払)

第18条 乙の委託料は光熱水費削減額の50%とし、委託料の上限は第3条に定める支払限度額とする。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 甲及び乙は■年■月に光熱水費削減額を確認し、甲は、削減額の50%を乙に支払うものとする。なお、光熱水費削減額が負の値となった場合には、支払額を金0円と

する。ただし、ベースライン等の補正を行った場合には、補正後の金額により算定し、支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、甲は、第3項の規定による支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額につき、年■パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、乙が提案したマニュアルに重大な瑕疵があり、甲が本マニュアルに基づいて運用改善対策を行った結果、マニュアルの相当因果関係の範囲内において、甲の事業所に損害を与えたとき、乙の責任において賠償しなくてはならない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第13条第1項に規定するマニュアルを提示しないとき。
- (3) 乙の計画書及びマニュアルに基づき、甲が運用改善対策を行った結果、故障等の事故が生じた場合。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第21条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がマニュアルに基づく運用改善を行わないなど事業の目的に違反し、その違反によって契約が履行不能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第22条 甲または乙のいずれかがこの契約の内容に違反した場合は、該当する事由を相手方に明示のうえ文書による通知をもってこの契約を解除するものとする。

(特約条項)

第23条 乙が、この契約遂行にあたり、甲の事業所に運用対策実施上の問題点があることを発見した場合乙は、甲に対して必要な改善策及び対応策を提案することができる。

(契約の終了)

第24条 この契約は、契約締結日からその効力を生じ、第3条第4号に規定する事業委託期間が終了した日に終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第21条に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。

(契約終了後の処理)

第25条 第3条第4号に規定する契約期間が終了したときに、乙が設置した器具等を甲が必要とする場合は、甲・乙別途協議のうえ決定するものとする。

2 前条2項の規定により終了したときは、各倒産処理法の規定に従うこととする。

(天災等不可抗力)

第26条 天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

(1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。

(2) 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、14日前までに甲は乙に乙は甲に通告を行った上で、契約を終了する。

(法令の遵守)

第27条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和38年法律第97号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）その他関係法令等を遵守するとともに、法令上、乙が負うべきすべての責任を負う。

(紛争の解決)

第28条 甲及び乙は、この契約に関連する訴訟の提起または調停の申立てについては、東京地方裁判所または東京都内の簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。なお、裁判外紛争解決機関による解決を妨げないものとする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

住所

法人名

代表者名

乙

住所

法人名

代表者名